

2026年 9月定例会 社会文教委員長報告

議案審査の報告に先立ち、社会文教委員会は、今定例会で当委員会に付託された議案を審査するに当たり、9月10日に全委員出席の下、関係部長、次長、課長、係長などの出席を求め、慎重に審査を行いました。
各議案の内容については、お手持ちの資料を参照してください。

それでは審議の内容についてご報告いたします。

議案第37号「諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例及び諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、社会文教委員会に付託された部分の

主な質疑では

問 諏訪市では、新たに個人番号カードと在留カード等を一体化した特定在留カードの申請者はいるのかとの問いに

答 現在申請者はいないとの答弁

討論はなく

当委員会は全会一致可決であります。

議案第38号「諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

質疑・討論はなく

採決の結果

当委員会は全会一致可決であります。

議案第43号「財産の取得について」

主な質疑では

問 リース期間は何年かとの問いに

答 令和9年7月1日から令和14年6月30日までの5年間を予定しているとの答弁。

問 なぜリースにしたのかとの問いに

答 設計施工の一括発注と、早期完成が可能であり、市の財政面を考慮すると初期費用の軽減とコストの平準化が図れるためとの答弁。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

社会文教委員会は、付託された陳情について9月8日に全委員が出席し、陳情者からの事情聴取を行い、また関係部局のご意見を伺い、慎重に審査いたしました。

陳情第43号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

主な意見では

○陳情項目②の安全管理の徹底に、強く賛同するため趣旨採択との意見。

○趣旨採択というのは安全性と事故防止の2つの趣旨に賛同するということだが、今回の事故にかこつけて平和教育を委縮させる目的があるため不採択との意見。

討論では

・趣旨は安全性、事故防止と2つあり、そのこと自体は問題ではないが、もう一つの平和教育、中立性という点について疑問が残る。今政府見解が一般的に広められている中で、物事が本当に中立なのか、反対意見は何なのか、現場に行ってしっかりとその現実を見る、歴史的なものを感じることは絶対に必要であり、子供たちが偏らない考えを持つためにも、平和教育を萎縮させないということが大事。そういった政治的介入を許さないという点で、趣旨採択には反対との討論。

・陳情4項目のうち項目②安全管理の徹底に大きく賛同する。本年3月の辺野古沖転覆事故を受け、文部科学省は当該学校の安全管理を「著しく不適切」と断定した。本市においても移動手段のリスク点検や緊急時対応体制の確認は急務である。①政治的中立性については、文部科学省が教育基本法第14条第2項違反を認定した事実は重く受け止めつつも、広島への平和教育などの中核が委縮してはならないと考えるため、趣旨採択に賛成との討論。

採決の結果 賛成多数により当委員会は趣旨採択であります。

陳情第44号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める陳情書について、主な質疑では

問 諏訪支部で小学校が35人以上、中学校が40人以上の学級は現在存在しているのかとの問いに

答 35人以上40人以下のクラスは複数存在しているとの答弁

問 長野県では小学校1年生が1クラス25人としているが、何人規模が理想かとの問いに、

答 25人規模を目指しているとの答弁。

討論はなく

採決の結果

当委員会は全会一致採択であります。

陳情第45号義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書について

質疑討論はなく

採決の結果、当委員会は全会一致採択であります。

陳情第46号「放課後子供教室」の実施計画策定及び 具体化を求める陳情書について
主な質疑では

問 実施方法は今後検討するとして、地域で子供を育てるという陳情の趣旨を行政に具体化してほしいという理解でよいかとの問いに、

答 学校教育と社会教育を融合した放課後子供教室を実現してほしいとの答弁

問 工程ロードマップの策定を求めているが教育委員会が専門的な立場で検討し、いずれ議会と地域に示してほしいという趣旨かとの問いに

答 教育委員会が全体的に策定すべきとの答弁。

主な意見では

○地域で子どもを育てるという陳情の趣旨は、子供の居場所づくりにとどまらず、子供が地域の一員として役割を持ち、その経験を通して自己有用感を育てるという点でも意義がある。

一方で、具体的な実施方法については、地域ごとの実情や既存の取組との連携を踏まえて検討する必要があるため、具体化については今後の検討に委ねるという意味で趣旨採択との意見。

討論はなく

採決の結果 当委員会は全会一致趣旨採択であります。